

お申込みの前に必ずお読みください。

株式会社ホワイト・ベアーファミリー 募集型企画旅行 旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

この条件は、株式会社ホワイト・ベアーファミリー(以下「当社」といいます)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」といいます)を締結することになります。また、契約内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件・出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面(以下「最終日程表」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

1 旅行のお申込み方法

(1)所定の旅行申込書(以下「申込書」といいます)に所定事項を記入の上、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金の收取料金として差し引きの金額となります。予め確認書にて内容をご確認下さい。

旅行代金(お1人様)	申込金
20,000円未満	5,000円
20,000円以上50,000円未満	10,000円
50,000円以上100,000円未満	20,000円
100,000円以上	旅行代金の20%

(2)当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による契約の締結を受け付けています。この場合、予約の時点では契約は成立しておりません。お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書・申込金を提出していただきます(受付は、当社の営業時間内です。営業時間終了後には看板したフランクミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。この期間内に申込金の支払いがない場合は、当社は、お預りがなかったとして取扱いします。

(3)通信契約による契約の締結を希望されるお客様の旅行条件は次のほか、第2項(2)、第12項(1)及び第17項(2)にあります。

①当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)の所定の旅券への「会員の署名なし」で旅行代金を收取料金の支払(お支払い)に用います(電話、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅券のお申込みを受けて契約を締結することができます)。なお、取り扱いができるカードの種類・制約がある場合があります。

②通信契約の申込みに際し、お客様は旅券をお申込みしようとする募集型企画旅行の名称、「出発日」等に加えて「カード名」「会員名」「券号」「有効期限」等を当社にお申し出いたします。

③通信契約によりカード利用料日(以下「契約料日」といいます)及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日と、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約料日とお申出のあたる日となります。

④当社との理由によりお客様の旅券の出力のクレジットカード会員のお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第14項の取消料と同額の追加料をお支払いいただきます。ただし、当社から別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

2 契約の成立時期

(1)お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には次にあります。

①店頭及び当社の専用ウェブによる問合販売の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が第1項(1)の申込金を受理した時。
②電話等による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を出した日の翌日から起算して3日以内に当社がお客様へお申込みを第1項(1)の申込金を受理した時。

(2)通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

3 お申込み条件

(1)未成年の方のみのご旅行の場合、保護者(法定代理人)の同意書が必要です。

(2)中学生以上学年の方のみのご旅行の場合、当社は、お申込みをお断りすることがあります。

(3)最少乗車人員は、特に明示しない限り2名様(ただし、コースによっては参加ができない旨の表示がある場合は2名様)とします。

(4)特定期間乗車をとした旅行、又は特定の目的をもつ旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(5)身体・障害を持つ方の健常を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、椅子車の使用者の特別な配慮を必要とする場合は、その旨を申し出いただき、当社はその都度適切な範囲で応じます。この場合、当社は、旅行の安全を考慮するため、介助者若しくは同伴の同行、医師の診断書の提示、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。

また、お申込みをお断りすることがあります。なお、お客様からのお申しだにに基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様ご自身負担となります。

(6)その他の当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4 契約責任者によるお申込み

(1)当社は、団体・会社を構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」といいます)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が持っているもののみならず当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2)契約責任者は、当社が定める日に、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うこと予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者が契約責任者とみなします。

5 「最終日程表」(確定書面)の交付

当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「最終日程表」を運送とも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況について説明します。

6 旅行代金の適用及びお支払い期限

(1)特に注釈のない限り、満12歳以上の方は、おとな旅行代金、満3歳以上12歳未満の方は、こども旅行代金となります。

(2)旅行代金における区分表記がない場合は、満3歳以上の全ての方に該当旅行代金を適用します。

(3)旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日利用料にてご確認ください。

(4)追加料金とは、航空機の選択、航空機の級別の選択、宿泊設置指定の選択、延泊等による宿泊代金等、基本旅行代金に追加する旅行代金を言います。

(5)旅行代金は、第1項(1)の「申込金」、第14項の「取引料」、第13項(1)の「追加料」及び第22項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。乗組条件、空港税、バンパック料、ホーリーベンディングにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」¹及び「追加料金として表示した金額」²又は「別引代金」として表示した金額となります。

(6)旅行代金(申込金を含む)は、旅費の開始日の前日から起算してさかのぼって21日前までに全額お支払いいただきます。

ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前以降にお申込みされた場合は、お申込み時に全額お支払いいただきます。

7 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行行程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り航空機は普通席、宿泊費、食事代、消費税等の諸税・サービス料金及び明示したその他の費用等)。

(2)乗組条件によるコースの委員長経費等。

(3)各コースに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

上記代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくとも払戻はいたしません。

8 旅行代金に含まれないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1)超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超えるものについて)。

(2)空港施設使用料(ハンプルートにて明示した場合を除きます)。

(3)コースに含まれない交通費、飲食代等のクリーニング代、電話料金等個人の性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

(4)ご希望の方のみの参加されるオプショナルプラン・オプショナルツアーの代金。

(5)運送機関が負担する付加運賃、宿泊料(例:燃油サーチャージ)。

(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

9 契約内容の変更

当社は、契約の締結であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中断、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供遮断、目的空港の需要等の他の会社の障害がない場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様があらかじめ運送や當該事業が開始しないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容での他の契約内容を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないとときは変更後に説明します。

10 旅行代金の額の変更

(1)当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、その範囲内にて旅行代金を変更する場合があります。

(2)当社は、運送機関の運賃・料金が、著しく増額される場合は、原則として前日から起算してさかのぼって15日前までにお客様に通知します。

(3)本項(1)に規定する場合においては、運送・料金のうちが旅行代金の一部を負担する場合は、その差額だけ旅行代金を変更します。

(4)当社が「既に旅行内容の変更」として、旅行の実態に要する費用(当該変更により負担される料金)を負担する場合は、運送機関が負担する料金に加算されます。

(5)運送・宿泊機関などの利用料により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の費用に帰すべき事由によらず当該利用料が変更になったときは、旅行代金を変更します。

11 お客様の交替

お客様は、予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があつた時に効力を生じます。なお、航空券の予約や氏名変更ができない等の理由により当社は、お客様の交替をお断りする場合があります。

12 お客様による契約の解除(旅行開始前)

(1)お客様は、いつも第14項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付はお申込みされた当社の営業時間内にします(営業時間終了後には看板したフランクミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。

通信契約を解除する場合は、当社は、提携会社のカードにより所定の取消料を支払うことを契約の会員の署名によって取消料のお支払いを行います。

(2)お客様は、次に掲げる場合は、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

①当社が「既に旅行内容の変更」として、その変更がされたとたんに、その変更が第22項のA左欄に掲げるもののその他重要なものであるときに限ります。

②第14項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供停止、官公署の命令、その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ済み得る実施不可能となり、又は不能となるおそれの懼れでござりなきとき。

④当社がお客様に対し、第5項の規定にて「最終日程表」を交付しなかつたとき。

⑤当社の責に帰する事無く、旅行開始日の前日までに「最終日程表」を交付されないとき。

⑥スムーズを期す目的による旅行における雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

(3)当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金(又は申込金)の金額をお客様に払戻します。

13 当社による契約の解除(旅行開始前)

(1)お客様が第1項(6)の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は、その翌日においてお客様が契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と宿泊料の遅延料をお支払いいただきます。

(2)当社は、次に掲げる場合、お客様の理由を明示して契約を解除することができます。

①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の条件を満たしていないことが判明したとき。

②お客様が病気、重傷など必要な介助者の方をその都度の事由に当社旅行に耐えられないとい認められるとき。

③お客様が他のお客様の迷惑を及ぼす又は、又は旅行会員の行為で運送機関等の実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

④お客様が契約内容に適合合理的範囲を超える負担を求めるとき。

⑤お客様の人数が契約書面に記載した最小乗車人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の全日から起算してさかのぼって14日前までに旅行を停止する旨をお客様に通知します。

⑥スムーズを期す目的による旅行における雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

(3)当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に受取っている旅行代金(又は申込金)の金額をお客様に払戻します。

14 取消料

(1)旅行契約の開始後、お客様の都合で旅行をお取消しになる場合には、ホームページ下記記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用料の変更に対する差額料金でそれぞれいただきます。営業時間を過ぎた場合は、翌営業日扱いとなります。

(2)当社の責任によるならざるローンの取扱い、お取消しになる場合も所定の取消料をお支払いただきます。

(3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(4)お客様がご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとし、所定の取消料を受取れます。

<表1><表2>を除く国内旅行に係る取消料(お客様1名につき下記の料率となります)

取消日	取消料
1)21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあたっては11日目)	無料
2)20日目にあたる日から8日前までの解除(日帰り旅行にあたっては10日目)	旅行代金の20%
3)17日目にあたる日から2日前までの解除	旅行代金の30%
4)旅行開始日の前日までの解除	旅行代金の40%
5)当日の解除(6日を除く)	旅行代金の50%
6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

＜表2>航空会社の個人包括旅行運賃を利用する国内募集型企画旅行契約
個人包括旅行運賃は、お申込みいただく時点の航空機の空席状況によって航空運賃が変動し、契約成立と同時に下表の「航空券取消料」の対象となります。

旅行契約解除の日	取消料
旅行契約の締結日以降に解除する場合(下記の場合を除く)	下記「航空券取消料」の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始日の前日	旅行代金の40%又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始日の当日	旅行代金の50%又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始後の解除・無連絡不参加	旅行代金の100%

【航空券取消料】個人包括旅行運賃利用の場合の1区間にに対する取消料／ANA・JALご利用の場合

旅行契約解除の日	取消料
旅行契約の締結時から利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって55日目にあたる日まで	500円
利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって54日目にあたる日から21日目にあたる日まで	2,000円
利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日から8日目にあたる日まで	3,000円
利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって7日前日から前日まで	6,000円
利用航空便搭乗当日	9,000円

【航空券取消料】正規割引運賃及び正規運賃利用の場合の1区間にに対する取消料／スカイマークご利用の場合

運賃種別	旅行契約解除日	取消料
普通運賃	購入後～出発前まで	500円
	出発後	5,500円
いま得	購入後～30日前まで	4,500円
	29日前～出発前まで	5,500円
たす得	出発後	払戻不可
	購入後～出発前まで	3,000円
SKYセール	出発後	払戻不可
	購入後	払戻不可

※航空券取消料等の額が旅行契約の取消料となる場合は、発券した航空券の運賃種別を確認することを希望するお客様は、ホームページでご確認をいたくないか、当社へお問い合わせください。

「＜表2>航空会社の個人包括旅行運賃を利用する国内募集型企画旅行契約」において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払へべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額が無料として取扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取扱いします。

15 お客様による契約の解除(旅行開始後)

(1)お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。

(2)お客様は、旅行開始後にあっても、お客様の理由で契約書面に記載した旅行サービスを受領することができないとなったときは又は当社がその旨を告げたときは、第12条(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領でなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、受領できなくなった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の費用に支払い、又はこれから支払われなければならない費用(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります)を差し引いた金額をお客様に払戻します。

16 当社による契約の解除(旅行開始後)

(1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様による理由で契約の一部を解除することができます。

①お客様が病気、重傷や介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないとき。
②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違反、これららの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は虐殺等により個体行動の規律を損失し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、暴動、暴行、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行參加者の生命又は身体の安否確保のため必要な措置としての変更。

④当社が本邦(内)の規定に基づく契約の解除をしたときでも、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は、有効な弁済がなされたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供をうけていない旅行サービスに対して取消料その他の費用に支払い、又はこれから支払われなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。

(3)当社は、本項(1)(3)の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発に戻るための必要な手配をします。

この場合に要する一切の費用はお客様のご負担となります。

17 旅行代金の払戻し

(1)当社は、第10項(3)から(6)までの規定による旅行代金の減額又は第12項から第16項までの規定による契約の解除によってお客様に対して払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第13項(1)の(2)ボルトの額を引いた後の払戻しに際して当該クーポン額を当社に提出していただき必要があり、それらの額が提出できない場合は、旅行代金の払戻しができないことがあります。

(2)当該契約を解消したお客様に本項(1)の払戻すべき金額が生じたときは、当社は、提供会社のカード会員規約に従って払戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻すべき額を通知するものとし、お客様に該当通知を行った日をカード利用日とします。

18 添乗員等

(1)添乗員同行と記載された添乗員は同行できません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン額をお渡しいたまますので、旅行サービスを受けたための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。なお、現地における連絡先は、「最終日程表」又は契約書面に明示します。また、天候等不可力によって旅行サービスの受領ができなくなつた場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

(2)添乗員同行と記載された添乗員には添乗員が同席して原則として契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に必要な業務を行います。

(3)お客様は、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するため添乗員又は現地添乗員等当社の指示に従わなければなりません。

19 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずことがあります。この場合において、ご当地の当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

20 当社の責任

(1)当社は、契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年以内に当社に対して通知があつたときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から14日以内に当社に対して通知があつたときに限り、お客様1人につき1万円を限度として当社に故意又は重大な過失によって賠償します。

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は手配代行者の開与しない事由により傷害を受けたときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

21 特別補償

(1)当社は、前項に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社就航「特別補償規程」に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ通常の外因の事故により人生、身体又被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として旅行代金に上り10%に20万円、通院見舞金として1万円～5万円、看護品として15万円と限度としての額を限度に該当する額を支給します。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済のフィルム(CD-R)、光ディスク等記録媒体に書き換えた原稿(記録媒体等の記録媒体に書き換えた原稿)、旅券等の旅券類にかかる損害補償金(旅券類にかかる損害補償金15万円と限度)に該当する額を支給します。

(2)本項(1)の損害について当社が前項(1)の規定に基づく補償金は、当該損害賠償金に含まれません。

(3)添乗員が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、過失、運賃の遅延、故意の法令違反、法令に違反する行為による損害に該当する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該添乗員が募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を受取して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる契約の一部として取り扱います。

(5)契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中はいたしません。

22 当社による契約の解除

(1)当社は、委嘱に沿って契約の内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊期間等の座席、部屋その他付随設備の不足が発生したことによるもの以外の次の(1)～(6)の変更を除く)が生じた場合は、旅行代金に表記する車を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済のフィルム(CD-R)、光ディスク等記録媒体に書き換えた原稿(記録媒体等の記録媒体に書き換えた原稿)、旅券等の旅券類にかかる損害補償金(旅券類にかかる損害補償金15万円と限度)に該当する額を支給しません。

(2)当社が本邦(内)の規定に基づく契約の解除をしたときには、当該損害賠償金に含まれません。

(3)当該変更の結果、別途の旅行代金に上り15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に

対して支払べき変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に

対して支払べき変更補償金を支払った後は、当該変更について第20項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払した変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

23 旅券

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます) その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回る場合に限ります)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した(本邦内の)旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地 空港(到着空港)の異なるへの変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号の掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.0	2.0

(注1)旅行開始前にては、当該変更について旅行開始の前日までにお客様に通知しない場合は、「旅行開始後」とは該当変更について旅行開始当日前にまでにお客様に通知した場合をいいます。

(注2)最終日程表(確定書面)が交付された場合には、「契約書面とあるものの最終日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終日程表の記載内容とが同一の場合は「最終日程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に生じたとき、それぞの変更に二つ取り扱います。

(注3)又は(4)に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更であつても一乗車船又是一泊につき一件として取扱います。

(注4)又は(5)又は(6)に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更であつても一乗車船又是一泊につき一件として取扱います。

(注5)又は(6)又は(7)に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更であつても一乗車船又是一泊につき一件として取扱います。

(注6)又は(7)に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更であつても一乗車船又是一泊につき一件として取扱います。

23 お客様の責任

- (1)お客様の、故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他契約内容について理解するよう努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行他において速やかに当社、当社の手配代行業者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

24 国内旅行傷害保険への加入

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実状です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に入ることをお勧めします。詳細は、当社の係員にお問合せください。

25 事故等のお申し出について

旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに「最終日程表」等でお知らせする連絡先にご通知ください(もし、通知ができない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)

26 旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該パンフレット等に明示した日になります。

27 個人情報のお取り扱いについて(重要)

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様お申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主なものについてはコースに記載されています)の提供する手配等の手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※(2)のほか、当社では、当社が提供する企業の商品やサービス、キャッシュバックのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アブケートのお願い、各種サービスの提供、④統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また、介助者の同行、車椅子の手配等特別な記載を必要とする場合で、当社が可能な範囲内にてそれに応じない旨の回答をする目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただきますが、これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。

(3)当社が本項の個人情報を取得するお問い合わせについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、募集型企画旅行契約の締結にむづかしいことがあります。また、同意を得られないことにより、お客様の希望されることは手配等を行えない場合があります。

(4)当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等におけるお客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内の情報をお伝えいたします。

(5)当社は、旅行先において、お客様の手荷物運送等、DFSギャラリーアート(沖縄・免税店)でのお買物などの便宜のため、当社の保有する便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供を停止せざるを得る場合は、お問い合わせ時にお申し出ください。

(6)当社は、当社が保護するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただくことがあります。当社グループは、それがその企業の営業系企業・個人情報の取扱いに関する規程等に記載された範囲内において、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称及び個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名前は、当社ホームページをご参照ください。(https://www.wbf.jp/corp/)

(7)当社が保護するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加もしくは削除、又はその利用の停止、消去もしくは第三者への提供の停止等の権利の行使のため、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

○社団法人 日本旅行業協会(JATA)

○消費者相談室 電話:03-3592-1266

28 ご注意

(1)個人情報の取扱いに関するお問合せ・苦情は下記の窓口までお申し出ください。

株式会社ホワイト・ベアーファミリー

(個人情報保護担当)電話:06-6374-4631

*個人情報管理者の氏名は当社ホームページをご参照いただくか、お問合せください。

(2)お客様は、当社との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について協力を求めめるための申し出をすることができます。

○社団法人 日本旅行業協会(JATA)

○消費者相談室 電話:03-3592-1266

旅行企画・実施：観光庁長官登録旅行業第1383号

 **White-Bear Family**

(大阪本社) (東京支店)
〒531-0071 〒105-0004
大阪府大阪市北区中津1-11-1 中津センタービル2 階
階

●総合旅行業務取扱管理者
菊池 幸夫 / 野原 隆司
高野 真輔 / 吾下 和哉

何かお困りの際は、上記管理者までご相談くださいませ。

(社)日本旅行業協会正社員 